

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
6 年 第 4 号	6. 3. 6	<p>茨城県水戸市及び土浦市における違法な客引き行為防止、抑止の為の茨城県迷惑行為防止条例罰則強化に関する陳情</p> <p>水戸市と土浦市における違法な客引き行為の頻発に深い懸念を抱いている。これらの行為は市民の安全と秩序を脅かし、地域社会の品位を損なうものであり、迅速な対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>現在の法律では、違法行為を行った者が逮捕されても、翌日には同じような行為が再び行われているという事態が続いている。これは、現行の取り締まり体制が十分に機能していないことを示しており、改善が必要であると考えます。</p> <p>そこで、以下のような対策を提案する。</p> <p>厳罰化：違法な客引き行為に対する罰則を強化し、再犯を抑止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、茨城県の迷惑行為防止条例の第 11 条が甘く現行犯の逮捕であっても 48 時間の取り調べ後、微罪処分で釈放され、すぐに客引き行為を再開しているのが実情である。 <ul style="list-style-type: none"> 一例として、令和 6 年 1 月 26 日茨城県水戸市大工町にて、客引き容疑にて逮捕者が出ていたが、翌日の令和 6 年 1 月 27 日水戸市大工町を 21 時頃歩いて回ったところ、少し歩けば同様の客引きから声を掛けられ、悪びれる素振りも無く 50m程付きまとい行為を受けた。 同様に、茨城県土浦市桜町においても令和 6 年 1 月 18 日風俗店への客引き行為を行った男が中の警察官へ声を掛け、現行犯逮捕されている事案においても、数日後には同じ人物が何事も無かった様に客引き行為を行っていた。 <p>県内の特に歓楽街と呼ばれる地区「茨城県水戸市大工町、茨城県水戸市天王町、茨城県土浦市桜町、茨城県つくば市天久保」においては、茨城県警察の努力も虚しく法令による罰則も甘く、抑止効果が薄い為、付近を歩けば客引きがすぐに声を掛けてくる無法地帯と化している。</p> <p>他県の対策の一例として、同様の事案に悩まされている千葉県では「公衆に</p>	個人	文教警察

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		<p>著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」と共に「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、客引き行為等を禁止している。県の条例では、常習として客引き行為を行っていた場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を課し、更に市の条例では市長からの勧告、命令、行う事が可能で更に違反行為をした者に対して報告を求め、事務所や店舗に立入りを行う事も可能で拒否や虚偽の答弁をした者に関しては5万円以下の過料に処する事が出来る。</p> <p>また、立入調査に対して正当な理由無く、拒否や虚偽の答弁をした者の氏名及び住所や関係する店舗等の名称を公表する事が出来る条例になっている。</p> <p>つまり、明確な県条例での罰則の適用が出来なくとも違反行為を行っていた事業所や店舗を公表する事が出来る為、大きな抑止効果に期待出来る。</p> <p>その為、市議会へも同様の内容で県と連携する為の条例を制定する為の陳情書を提出している。</p> <p>ただ、茨城県と各市町村の条例での連携は調整に時間が掛かると考えられ、即効性のある手段では無い状況である。</p> <p>そこで、まずは県条例である「茨城県迷惑行為防止条例」の罰則を強化し、客引き行為とそのリスクを考えた時に、客引き行為のメリットよりデメリットが大きくなる様に条例を変更するべきだと考える。</p> <p>一人の茨城県民として、県議会議員に一部の違法な客引き行為によって、どれだけの悪影響があるか再度考えてもらい、決して対岸の火事では無い、我々県民の声を受け止めてほしい。</p> <p>令和2年4月1日より施行中の茨城県迷惑行為防止条例は、迷惑行為の抑止効果が不十分である為、下記事項を陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 茨城県迷惑行為防止条例 第10条の2項、及び第11条の2項から「常習として」の文言の変更による罰則の対象範囲を拡大すること。</p> <p>2 茨城県迷惑行為防止条例 第11条の2項、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」から罰金を上限100万円へ変更すること。</p>		